

東アジアにおける儀礼と刑罰

— 礼的秩序と法的秩序の総合的研究 —

Ceremony and Punishment in East Asia

— Inter-disciplinary research of ritual order and legal order

富谷 至 (TOMIYA ITARU)

京都大学・人文科学研究所・教授



研究の概要

東アジアにおける儀礼と刑罰の関係、すなわち礼的秩序と法的秩序の有機関係を明らかにするとともに、東洋学の真の国際化を構築する。

研究分野： 東洋史、法制史

科研費の分科・細目： 人文学・史学・東洋史

キーワード： 礼、礼的秩序、法、法的秩序、死刑、ナレッジベース

1. 研究開始当初の背景

中国、日本、韓国の東アジア文化圏は、中国の政治、制度が核になり形成され、その基層は今日まで連綿と継続してきた。その社会は、西洋、イスラム世界とはことなる文化、思想を有し、刑制、礼制に顕著な差異を示している。東西世界の文化摩擦を解消するには、その解明なくしては望み得ない。

2. 研究の目的

密接不離な関係にある礼的秩序と法的秩序を解明することで、東アジアの政治・経済・制度・思想に関する十全な理解に繋がる。本研究は、「儀礼」と「刑罰」を縦軸と横軸にして、書誌学、制度史、社会学、思想宗教、比較文化の各面から研究をすすめる。「儀礼と刑罰」の研究におけるデジタル総合化（ナレッジベース）を構築する。

3. 研究の方法

- (1) 「儀礼と刑罰」にかんする研究分担者、連携研究者、海外研究協力者の個別研究
 - (2) 「儀礼と刑罰」に関する用語（官職名、制度用語）の英語化
 - (3) 毎年海外でのシンポジウム
 - (4) 『東アジアの死刑』の韓国、中国、英語版出版
 - (5) ナレッジベースの構築
- 以上の計画を進める

4. これまでの成果

(1) 儀礼と刑罰に関する諸考察

2008年2月に『東アジアの死刑』（富谷編、京都大学学術出版会 540p）を刊行した。これは、2002年～2005年の4カ年にわたって続いた国際共同研究「東アジアの法と社会」（基盤研究A）、それを発展継承して組織された本科研の2年目の成果である。執筆者はすべて本科研のメンバーによる。死刑という究極の刑罰を歴史学、法学、社会学、民族学の各方面からまた地域的には中国、韓国、インドにわたっての考察であり、今日の死刑存廃論議を視野に入れたものでもあり、儀礼と刑罰の研究と密接な関係をもつ。本研究は2年目のこの成果を継承して以後進められる。

富谷「儀礼と刑罰のはざま——賄賂罪の変遷」、本研究の主たるテーマである「儀礼と刑罰」というテーマそのものを論題とした考察である。賄賂という儀礼的行為、それを違法行為として処罰することは、東アジアに限らない。しかし西洋世界と東洋世界ではよってたつ思想をこととする。どこに違いがあるのかを考察すること、礼的秩序と法的秩序のうえに儀礼的贈答と犯罪的賄賂の問題が歴史的变化をもって変遷する。この考察を本研究の出発として以後、礼と法を考えようとする。

(2) 礼制と法制の用語の英訳

漢代の官制、官職の英語表記を対象にした。『漢書』百官公卿表、『統漢書』百官志にのる官職をまず体系化して、官制の系統図をつくった。これまでの英語論文、歴代官職英訳表、『史記』、『漢書』の英訳、英米官署役職表記、日本官庁英語名表記、英米軍隊軍事職表記を資料にして、漢代の官名英語表記の候補を複数挙げ、そこから最もふさわしい者を

4. これまでの成果（続き）

確定していく。その場合、官制の系統、横に並ぶ官職の整合性を考慮せねばならない。また、言うまでもないことだが、正確な職掌を把握することは最も基本的な条件となる。

かくして現代段階ではその作業が九割完成した。

(3) **儀礼と刑罰に関するナレッジベースの構築**
制度用語のナレッジベースは、前述の漢代官制の英訳をも包括して進めている。他に、『六典』、**両『唐書』**の文字データを作成し、それに基づき礼制、法制の用語につきマークアップする作業を行っている。その成果の一端は、東国大学のシンポジウムでウィッテルンが報告し、またナレッジベースに関する論文を発表してきた（「研究成果の発表状況」のウィッテルン論文を参照）。また、ナレッジベースに関するプロジェクトは、オスロ大学で進められている「**Thesaurus Linguae Sericae (TLS) (中国語名称「新編漢文典」) 代表者オスロ大学教授 Christoph Harbsmeier**とも連携し進めている。我々の作成した『唐律疏議』の原典と英訳の対照文は、TLSにも提供し、そこでさらなる加工を施し、それをこちらでも活用、公表するつもりでいる。

(4) 東洋学の国際化

2007年は9月に韓国東国大学で「**東アジアにおける儀礼と刑罰**」とのテーマで、東国大学文化学院と京都大学人文科学研究所の共催で開催した。その費用は主として当該科研から出し、会場費、レセプションを文化学院が持つという方法をとった（以後の海外シンポジウムも同じ）

その成果は、「**10 研究成果の発表状況**」の最初に掲げた I—iii の報告書としてまとめたが、このシンポジウムは、①報告者は科研のメンバー、コメンテーターは、科研に参加していない韓国の研究者とし、シンポジウムで行われた討論をもう一度報告書作成段階でまとめて、質疑応答を単なるその場限りのものとはしないことに努めた。韓国の学会は、東洋学（中国学）はまだ研究者人口が少なく、研究方法も初期段階であるが、それ故、本シンポは韓国の研究者にとって刺激になったと後日評価された。

翌2008年9月は、オランダ・ライデン大学漢学研究所との共催で「**東アジアにおける儀礼・刑罰・芸術**」とのテーマで2回目の国際シンポジウムを開催した。このシンポジウムでは、テーマの中に「**芸術**」を加えた。その理由は、儀礼とは、内面の心的善意が外面に現れた具象であり、刑罰とは古代においては「**刑**」＝「**形（型）**」に通じる犯罪者に刻される形（刻印）であり、同じく具象として表裏的關係を有する。その具象としての表現が絵画、彫刻、石刻等の芸術であり、芸術は一種の礼と刑の表現方法と位置づけたのである。

5. 今後の計画

【2009年度】

「儀礼と刑罰」に関する研究分担者の個別研究を進めるとともに、当該年度中には、「東アジアの儀礼と刑罰」を集約する方向を打ち出す。英訳にかんしては、漢代官制・官職は完成したので、それを六朝、唐に援用、拡大する。それに使用する資料は『六典』を考えている。すでに『六典』はナレッジベースの作業において文字データとして完成している。法制用語にかんしては、2008年度末から取りかかった『唐律疏議』を基礎にして訳語集作成を進める。マークアップは8月中には完成し、その後、訳語の整理と検討をおこない、それを2010年3月末に終える。

『東アジアの死刑』の韓国語版、中国語版の完成は、2010年内には確実といてよい。各論文執筆者は英訳にとりかかる。

国際シンポジウムは2009年11月に厦門大学でおこなう。

【2010年度】

最終年度である。個別研究を集約して成果報告論文集『東アジアの儀礼と刑罰』の出版をすすめる。官制、法制、令制関係の英語訳語の整理を完成し、それを発表する（Web、紙媒体そのどちらにするのかは、2010年秋に決定する）。

最後の国際シンポジウムをスウェーデンで、スウェーデン王立科学アカデミーとの共催でおこなう

6. これまでの発表論文等（受賞等も含む）

（研究代表者は太字、研究分担者は二重下線、連携研究者は一重下線）

- (1) **Ritual, Justice and Art in East Asia**, Symposium organized by Leiden University and Kyoto University in Leiden, 1-3 September, 2008.
- (2) **富谷至**編『東アジアの死刑』（京都大学学術出版会、2008年）
- (3) 国際シンポジウム「東アジアにおける儀礼と刑罰（研究成果報告書）」
- (4) **富谷至**「儀礼と刑罰のはざま—賄賂罪の変遷」（『東洋史研究』66-2、2007年）、pp.34-68
- (5) **矢木毅**「近世朝鮮時代の古朝鮮認識」（『東洋史研究』第67巻第3号、東洋史研究会、2008年）、pp. 40-71
- (6) **Christian Wittern**, 漢讀：新しいテキスト・モデルに基づいた東洋学文献研究支援ツール ウィッテルン・クリスティアン and 中楯はまな, in: 情報処理学会 研究報告 2007-CH-74, 2007, pp.9-16